

議案第 26 号

おいらせ町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部
を改正する条例について

おいらせ町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 18
年おいらせ町条例第 27 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定め
る。

平成 28 年 3 月 3 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、人
事評価制度施行とあわせ、職員の分限に関する取扱いについて所要の
改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年おいらせ町条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

おいらせ町職員の分限に関する条例

第1条中「以下「法」という。）」の次に「第27条第2項及び」を加え、「職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果」を「職員の分限」に改める。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、公務上の負傷又は疾病による休職の期間は、その療養に必要な期間とする。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項本文の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、任命権者は、これを更新することができる。

第3条に次の2項を加え、同条を第5条とする。

- 4 第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において必要に応じ個々の場合について任命権者が定める。
- 5 任命権者は、第1項、第2項及び前項の規定による休職の期間中であつてもその事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

第2条の見出しを「(降任、免職、休職及び降給の手続)」に改め、同条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「休職する場合」の次に「又は第3条第2項第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同条第2項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(休職の事由)

第2条 任命権者は、職員が水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったときは、当該職員を休職することができる。

(降給の事由)

第3条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。以下同じ。）及び降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

2 任命権者は、職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、当該職員を降格することができる。

(1) 法第23条の2第1項の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態がなお改善されないとき（その職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合に限る。）。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

3 任命権者は、職員の法第23条の2第1項の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定め

る措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態がなお改善されないとき（その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合に限る。）は、その意に反して、当該職員を降号することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（おいらせ町職員の休職の事由を定める条例の廃止）
- 2 おいらせ町職員の休職の事由を定める条例（平成18年おいらせ町条例第28号）は廃止する。
（おいらせ町職員の休職の事由を定める条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前のおいらせ町職員の休職の事由を定める条例第2条の規定によってした休職の処分は、改正後のおいらせ町職員の分限に関する条例第2条の規定によってした休職の処分とみなす。
（おいらせ町職員定数条例及びおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 4 次に掲げる条例の規定中「おいらせ町職員の休職の事由を定める条例（平成18年おいらせ町条例第28号）」を「おいらせ町職員の分限に関する条例（平成18年おいらせ町条例第27号）」に改める。
 - (1) おいらせ町職員定数条例（平成18年おいらせ町条例第25号）
第1条第2号
 - (2) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）第32条第5項